

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和三年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（二級基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀郡御杖村土屋原
- 三 測量の終了年月日 令和三年一月三十一日